定　款
諸規定

第1章　総　則

（名　称）

第１条　この法人は、公益社団法人上山青年会議所（英文名　Junior Chamber International KAMINOYAMA）

と称する。（以下「本会議所」という。）

（事務所）

第２条　本会議所の事務所を、山形県上山市に置く。

（目　的）

第３条　本会議所は、青年の英知と勇気と情熱を結集し、奉仕、修練及び友情をもって地域社会と国家の健全な発展を目指し、明るい豊かな社会の実現を目的とする。

（原　則）

第４条　本会議所は、特定の個人または法人、その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

２．本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。

３．本会議所は、剰余金の分配を行うことができない。

（事　業）

第５条　本会議所は、第３条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

（１）政治・経済・社会及び文化等に関する調査研究並びにその向上に資する事業

（２）教育、スポーツ、文化等を通じて、児童や青少年の心身の健全な育成に寄与すると共に、豊かな人間性を育み、国や地域を担う人材を育成する事業

（３）地域活性化、人材育成及び、地域住民の社会活動参画への啓蒙・推進などによってまちづくりに寄与し、地域社会の健全な発展を目的とする事業

（４）指導力啓発の知識及び教養の習得と向上並びに能力の開発を促進する事業

（５）国際青年会議所及び公益社団法人日本青年会議所及び国内、国外の青年会議所並びにその他諸団体と連携し、相互の理解と親善を増進する事業

（６）その他、本会議所の目的を達成するために必要な事業

２．本会議所の事業は、山形県において行うものとする。

（事業年度）

第６条　本会議所の事業年度は、毎年１月１日から１２月３１日までとする。

第2章　会　員

（会員の種類）

第７条　本会議所の会員は、次の４種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

（１）正会員

上山市及びその周辺に住所または勤務先を有する２０才以上４０才未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認された者をいう。

ただし年度中に４０才に達した場合、その年度内は正会員の資格を有する。

（２）賛助会員

本会議所の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人または団体で理事会において入会を承認された者をいう。

（３）特別会員

４０才に達した年の年度末まで正会員であった者のみが、その資格を有する。

（４）仮会員

本会議所の活動を体験しようとする個人で、理事会において入会を承認された者をいう。

ただし、入会は１度限りとし、期間はその年度内のみとする。

（入　会）

第８条　本会議所の正会員及び賛助会員、仮会員になろうとする者は、別に定める規程により、入会申込書を理事長に提出し理事会の承認を得なければならない。

２．前項のほか入会に関する事項は、別に定める規程による。

（入会金及び会費）

第９条　正会員は、別に定める規程により、入会金及び会費を納入しなければならない。

２．賛助会員、特別会員、仮会員は、別に定める規程により、会費を納入しなければならない。

（退　会）

第１０条　会員が本会議所を退会しようとするときは、その年度の会費を納入し、退会届を理事長に提出し理事会の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由があるときはこの限りでない。

（会員資格の喪失）

第１１条　会員が次の各号の一つに該当するときには、その資格を失う。

（１）第１０条により退会したとき

（２）成年被後見人又は被保佐人になったとき

（３）死亡又は失踪宣告を受けたとき

（４）法人又は団体が解散したとき

（５）第１５条により除名されたとき

（６）総正会員が同意したとき

（会員の権利）

第１２条　正会員は、本定款に定めるもののほか、本会議所の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

２．賛助会員、特別会員及び仮会員は、別に定める規程による。

（会員の義務）

第１３条　本会議所の会員は、定款その他の規程を遵守しなければならない。

２．本会議所の正会員は、各種会議、行事に出席する等、本会議所の目的達成に必要な義務を負う。

（休　会）

第１４条　正会員がやむを得ない事由により長期間各種会議、行事に出席できないときは、理事会の承認を得て、休会することができる。

２．前項の事由により休会し、その事由の解消により復帰を希望する正会員は、理事会の承認を得て復帰することができる。

（除　名）

第１５条　正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によって、その正会員を除名することができる。

（１）　本定款その他の規程に違反したとき。

（２）　本会議所の名誉を毀損し、又は本会議所の目的遂行に反する行為をしたとき。

（３）　本会議所の秩序を著しく乱す行為をしたとき。

（４）　会費の納入義務を２年以上履行しないとき。

（５）　その他、除名すべき正当な事由があるとき。

２．賛助会員、特別会員及び仮会員が前項各号の一つに該当するときは、理事会の決議により、当該会員を除名することができる。

３．前項及び前々項の規定により除名されたときは、当該会員に対し通知するものとする。

（会員資格喪失に伴う権利及び義務）

第１６条　会員が第１１条の規定によりその資格を喪失したときは、本会議所に対する会員の権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

２．本会議所は、会員がその資格を喪失しても、未納の入会金、会費及びその他拠出金品は、やむを得ない場合を除き支払いの義務を免れることはできない。また、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第３章　役　員

（役員の種類及び数）

第１７条　本会議所に次の役員を置く。

（１）　理事　　３名以上２０名以内

（２）　監事　　１名以上３名以内

２．理事のうち１名を理事長、１名以上４名以内を副理事長、１名を専務理事とする。

３．前項の理事長をもって、一般社団・財団法人法上の代表理事する。

（選任等）

第１８条　理事及び監事は、総会の決議によってこれを選任する。

２．理事は、正会員のうちから選任する。

３．監事は、正会員、賛助会員又は特別会員のうちから選任する。

４．理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。ただし、理事長を選定する場合において、総会の決議により理事長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。

５．監事は、本会議所の理事もしくは、特別委員会・委員会の構成員及び使用人を兼任することができない。

６．本会議所の理事のうち、理事のいずれか１名とその配偶者又は３親等以内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の３分の１を超えてはならない。監事についても同様とする。

７．他の同一団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互の密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の３分の１を超えてはならない。監事も同様とする。

８．各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

９．その他、役員の選任に関して必要な事項は、規程に定める。

（理事の職務・権限）

第１９条　理事は、理事会を構成し、法令及び本定款の定めるところにより本会議所の職務を執行する。

２．理事長は本会議所を代表し、業務を執行する。

３．副理事長は、理事長の業務を補佐する。

４．専務理事は、理事長、副理事長を補佐し、事務局を統括する。

５．理事長は、毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の業務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務・権限）

第２０条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

２．監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、または本会議所の業務及び財産の状況を調査することができる。

（任　期）

第２１条　理事の任期は選任後、１年間の事業年度末までとする。また、１年間の事業年度を１月１日より12月31日までと定める。ただし、再任を妨げない。

２．監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

３．理事及び監事は、第１７条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

４．任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期が満了するときまでとする。

（辞任・解任）

第２２条　理事及び監事は、理事会の承認を得て辞任することができる。

２．理事及び監事は、総会において解任することができる。

（直前理事長等）

第２３条　本会議所には、直前理事長及び顧問（以下「直前理事長等」という。）を置くことができる。

２．直前理事長は、前年度理事長がこれにあたり、理事長経験を活かし、業務について必要な助言を行う。

３．顧問は、直前理事長を除く正会員のうちから選出し理事会の決議によって選任する。

４．顧問は、知識及び経験を活かし、業務について必要な助言を行う。

５．直前理事長等の任期、辞任、及び解任は、第２１条及び第２２条を準用する。

（報酬等）

第２４条　正会員の理事・役員は無報酬とする。

２．正会員の資格を有しない監事の報酬等は、次のとおりとする。

(1) 報酬等は、日当による。

(2) 報酬等の額の算定方法は、理事会等への出席１回につき5､000円を上限に総会の議決を経た額とする。ただし監事の報酬は日当5､000円を上限に総会の議決を経て支給する。ただし、本人が報酬を辞退した場合は支給しない。

(3) 支給の方法は、出席の都度、銀行振込みによる。

（責任の免除）

第２５条　本会議所は、役員の一般社団・財団法人法第１１１条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

２．本会議所は、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任限度額は、金１０万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第４章　　総　　会

（総会の構成）

第２６条　総会は、正会員をもって構成する。

２．総会における議決権は正会員１名につき１個とする。

（総会の種類）

第２７条　本会議所の総会は、通常総会及び臨時総会の２種類とする。

２．通常総会は毎年１月に開催する。

３．臨時総会は必要がある場合に開催する。

４．第１項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とし、毎年１月に開催する通常総会をもって同法上の定時社員総会とする。

（総会の権限）

第２８条　総会は次の事項を決議する。

（１）　理事及び監事の選任又は解任

（２）　理事長候補者の選出

（３）正会員の除名

（４）次に掲げる規程の制定、変更及び廃止

ア　会員資格規程

イ　会費及び入会金規程

（５）定款の変更

（６）本会議所の解散及び残余財産の処分方法

（７）合併、事業の全部又は一部の譲渡

（８）理事会において総会に付議した事項

（９）前各号に定めるほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

（総会の招集）

第２９条　総会は、理事会の決議に基づき理事長が召集する。

２．総正会員の５分の１以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面をもって、総会の招集を請求することができる。

３．理事長は、前項の規定により請求があったときは、遅滞なく請求があった日から３０日以内の日を開催日とする臨時総会を招集しなければならない。

４．総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的を記載した書面をもって、開催日の１週間前までに正会員に通知を発しなければならない。

５．理事長はあらかじめ正会員の承諾を得たときは、当該正会員に対し、前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

（議　長）

第３０条　総会の議長は、理事長又は副理事長がこれにあたる。

（定足数）

第３１条　総会は、正会員の過半数の出席をもって成立する。

（決　議）

第３２条　総会の決議は、出席した正会員の議決権の過半数をもって決する。

２．前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数を持って行う。

（１）　正会員の除名

（２）　監事の解任

（３）　定款の変更

（４）　財産の処分

（５）　解散

（６）　その他法令で定められた事項

３．理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに、第１項の決議を行なわなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第１７条で定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議決権の行使の委任）

第３３条　やむを得ない事由により総会に出席できない正会員は、法令の定めるところにより他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

２．前項の代理人は、代理権を証する書面を総会ごとに議長に提出しなければならない。

３．第１項の場合において、第３１条及び前条の規定の適用についてはその正会員は出席したものとみなす。

（議事録）

第３４条　総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

２．議事録には、議長及び議長が指名する正会員２名が署名捺印しなければならない。

第5章　理　事　会

（理事会の構成）

第３５条　本会議所に理事会を置く。

２．理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権　限）

第３６条　理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる職務を行う。

（１）　理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

（２）　顧問の選定及び解職

（３）　総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

（４）　総会で決する以外の規程の制定、変更及び廃止に関する事項

（５）　理事の職務の執行の監督

（６）　前各号に定めるもののほか本会議所の業務執行の決定

２．理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。

（１）重要な財産の処分及び譲り受け

（２）多額の借財

（３）重要な使用人の選任及び解任

（４）従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

（５）理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会議所の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

（種類及び開催）

第３７条　理事会は毎月１回以上開催するほか、必要に応じて臨時理事会を開催する。

（招　集）

第３８条　理事会は、本定款に別に定める場合のほか、理事長が招集する。

２．理事長は、理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から５日以内に、その日から２週間以内の日を開催日とする臨時理事会を招集しなければならない。

３．前項の請求があった日から５日以内に、２週間以内の日を開催日とする理事会の招集通知が発せられない場合には、その請求をした理事が臨時理事会を招集することができる。

４．理事会を招集する者は、理事会の日の１週間前までに各理事、各監事、直前理事長等に対し通知を発しなければならない。ただし、緊急を要する場合にはこの期間を短縮することができる。

５．前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを得ることなく開催することができる。

（議　長）

第３９条　理事会の議長は、理事長又は理事長の指名した者がこれにあたる。ただし、理事長を選任する場合に限り、理事の互選とする。

（定足数）

第４０条　理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の３分の２以上をもって成立する。

（決　議）

第４１条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の３分の２以上が出席し、その過半数をもって行う。

（議事録）

第４２条　理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、理事長及び監事は、これに署名捺印しなければならない。ただし、理事長が理事会に出席しなかった場合は、出席した理事及び監事がこれに署名捺印する。

（常任理事会）

第４３条　常任理事会は、必要に応じて随時開催することができ、理事長もしくは各理事が招集することができる。

２．本会議所は理事長、副理事長、専務理事、事務局長を以って常任理事とし、常任理事会を構成する。なお、理事長は必要に応じて、理事の中からその他の構成員を指名する事ができる。

３．常任理事会は理事会から付議される事項、理事会に提出すべき事項及び議題を協議し、参考

意見を提出することができる。ただし、理事が常任理事会の協議を経ずに理事会に議案を提

出する事を妨げない。

第６章　　例会及び委員会

（例　会）

第４４条　本会議所は、第５条に定める事業遂行の場としての任意の会合である例会を開催する。

２．例会は、年１０回以上開催する。

３．例会の運営については、理事会の議決により定める。

（委員会）

第４５条　本会議所は、目的達成に必要な事項を調査、研究、審議し、または実施するため必要に応じて委員会を設置することができる。

（委員会の構成）

第４６条　委員会は委員長各１名及び委員若干名をもって構成する。

２．委員長は、理事のうちから理事長が理事会の承認を得て委嘱し、委員は、正会員のうちから委員長が理事会の承認を得て任命する。

３．前項に関して必要な事項は、運営規定に定める。

（委員会等への所属）

第４７条　正会員は、理事長、副理事長、専務理事、直前理事長等及び監事を除き、原則として全員が

いずれかの委員会に所属しなければならない。

第７章　　資産及び会計

（財産の管理・運用）

第４８条　本会議所の財産は、理事会の決議に基づき理事長が管理する。

（会計原則）

第４９条　本会議所の会計は一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

（事業計画および収支予算）

第５０条　本会議所の事業計画書及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を得るものとす

る。これを変更する場合も同様とする。

２．前項の事業計画書及び収支予算書については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまで

の間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第５１条　本会議所の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し監事の監査を受け、理事会の承認を経て、１月に開催される通常総会に提出し、第１号及び第２号についてはその内容を報告し、第３号から第６号までの書類については、承認を受けなければならない。

（１）　事業報告書

（２）　事業報告書の附属明細書

（３）　貸借対照表

（４）　損益計算書（正味財産増減計算書）

（５）　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

（６）　財産目録

２．本会議所は、第１項の通常総会の終結後直ちに、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法にて、貸借対照表を公告するものとする。

第8章　管　理

（事務局）

第５２条　本会議所の事務を処理するため、事務局を設置する。

２．事務局には所要の職員を置くことができる。

３．事務局の職員は、理事長が理事会の承認を得て任命する。

４．事務局の組織および運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

（備付け帳簿及び書類）

第５３条　事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

（１）定款その他諸規定

（２）会員名簿

（３）理事及び監事の名簿

（４）認定、認可等及び登記に関する書類

（５）理事会及び総会の議事に関する書類

（６）財産目録

（７）事業計画書及び収支予算書

（８）事業報告書及び財産目録、貸借対照表、損益計算書等の計算書類

（９）監査報告書

（１０）運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（１１）その他法令で定める帳簿および書類

２．前項各号の帳簿及び書類の閲覧については法令の定めるところによる。

３．第１項各号の帳簿及び書類を主たる事務所に庶務規定に則り備え置くものとする。

第９章　　情報公開及び個人情報の保護

（情報の公開）

第５４条　本会議所は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を

積極的に公開するものとする。

２．情報公開に関する必要な事項は、法令の定めるところによる。

（個人情報の保護）

第５５条　本会議所は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

（公　告）

第５６条　本会議所の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第１０章　　定款の変更、合併及び解散

（定款の変更）

第５７条　この定款は、総会の決議により変更することができる。

（合併等）

第５８条　本会議所は、総会の決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

（解　散）

第５９条　本会議所は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（精算人）

第６０条　本会議所の解散に際しては、清算人を総会において選任する。

（公益目的取得財産残額の贈与）

第６１条　本会議所が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利　　義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から１箇月以内に、総会の決議により、本会議所と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の処分）

第６２条　本会議所が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、本会議所と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第１１章　　雑　　則

（委　任）

第６３条　本定款に別に定めるもののほか、本会議所の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附　　則

１．本定款は、一般社団・財団法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という）第１０６条第１項に定める公益法人の設立の登記日から施行する。

２．本会議所の最初の理事長は齋野国誉（さいのくにたか）とする。

３．整備法第１０６条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第６条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

運営規程

第１章　総　則

（目　的）

第１条　本規程は公益社団法人上山青年会議所（以下、本会議所という。）定款に基づき、本会議所の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめるために、組織運営に関する事項を定めることを目的とる。

第２章　例会・理事会・常任理事会

（例会・理事会・常任理事会）

第２条　例会・理事会・常任理事会に関し、定款に定めるものの他、以下の原則に則って開催する。

（１）例会の開催日は、理事会の承認をもって決定する。

（２）例会の運営については、少なくとも例会開催日直近の理事会において承認を受けなければならない。

（３）定例理事会は原則として毎月１回以上開催する。

（４）常任理事会は、必要に応じて随時開催することができる。

（５）常任理事会の運営については、定款４３条を準用する。

（６）理事に選任されずに顧問の職に選任された者は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

第３章　委員会

（種　類）

第３条　定款第４５条の規定に基づき、委員会を設置することができる。

（委員会の設置）

第４条　定款第３条の目的を達成すべく第５条の事業を行うため、必要に応じて委員会を理事会において設置する。

２．前項において、委員会の職務分掌を明確にするため、あらかじめその内容を理事会で決定する。

（構　成）

第５条　委員会には、委員長１名、副委員長１名以上、幹事１名以上及び委員若干名を置

くことができる。

2．委員長は、理事のうちから理事長が理事会の承認を得て任命し、委員会を代表してその活動を統轄する。

3．委員長は理事会の承認を得て、副委員長、幹事及び委員を正会員のうちから任命する。但し、副委員長の任命については、理事長が理事会の承認を得て任命することもできるものとする。

4．副委員長・幹事は、それぞれ次の事項に掲げる任務をもつ。

（1）副委員長

委員長等を補佐し、委員長が事故あるときはその職務を代行する。

（2）幹事

運営を補佐する。

（開　催）

第６条　委員会は委員長が必要に応じて招集し開催する。

（責　務）

第７条　事業を立案、実施するにあたり理事会の決議を要する。その事業実施に必要な事業費については、理事会の承認した予算に準拠し執行する。

2．事業終了後、速やかに報告書を作成し、会計帳票等により支払先・支払日・用途を明確にした 決算書を添付し理事会にて承認を得る。

規程の改廃

（本規程の改廃）

第８条　本規程の改廃は、理事会の決議による。

補　　則

本規程は、一般社団・財団法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という）第１０６条第１項に定める公益法人の設立の登記日から施行する。

会員資格規程

第１章　総　　則

（目　的）

第１条　本規程は公益社団法人上山青年会議所（以下、本会議所という。）定款に基づく、本会議所への入会及び入会の資格審査に関する事項、会費・入会金の納入に関する事項、会員の資格審議に関する事項、休会に関する事項、並びに賛助会員・仮会員・特別会員に関する事項を定めることを目的とする。

第２章　　入会及び入会の資格審査

（正会員の入会）

第２条　正会員として入会を希望する者は正会員２名の推薦を受け所定の入会申込書を理事長へ提出しなければならない。

（推薦者の資格）

第３条　前条の推薦者の資格は、本会議所の正会員で、被推薦者に対して１ヵ年間の義務履行の連帯保証ができる者とする。

（入会資格）

第４条　入会の資格は、定款に基づき上山市及びその周辺に住所または勤務先を有する２０才以上４０才までの品格ある青年であることとする。

（入会資格審査の委託）

第５条　理事長は入会資格審査を担当する委員会へ委託する。

（入会の資格審査及び答申）

第６条　前条で定める担当委員会は推薦者並びに入会希望者に面接するとともに入会資格の適否を審査し、その結果を理事会に答申する。

（入会の決定）

第７条　理事会は答申に基づき審査し、入会の適否を決定する。入会の諾否は理事長が推薦者並びに入会申込者に通達する。

（認　定）

第８条　入会を承認された者は入会金の納入をもって正会員となる。入会金の金額は会費及び入会金規程に定める。

（入会年度の会費）

第９条　会費は６月末日までに入会を承認された者については全額とし、７月以降の入会については半額とする。

第４章　　会員資格審議委員会

（設　置）

第１０条　会員に、会員の資格を喪失するに足る行為がある、あるいはあると疑われる場合、会員資格審議委員会（以下、審議会という）を設置することができる。

（構　成）

第１１条　審議会は理事会において正会員より選任された委員により構成される。

（審議会の招集と決議）

第１２条　審議会は、理事長が委員長となり、必要と認めたときに招集し、委員の過半数の出席をもって成立し、決議は出席委員の過半数をもって決する。可否同数の時は、委員長の決するところによる。

（任　務）

第１３条　審議会は、理事会の諮問のあったとき、または委員長が必要と認めたとき、次の事項につき審議の上、理事会に答申するものとする。

（１）特に理事会より諮問された会員一般の資格審議

（２）その他会員に関する事項

（審議基準）

第１４条　審議会における審議基準は、次の事項によるものとする。

（１）本会議所会員として、その品性と能力

（２）定款その他の規程への違反の有無

（３）本会議所の名誉毀損、本会議所の目的遂行に反する行為、又は本会議所の秩序を著しく乱す行為の有無

（４）その他考慮すべき条件

（正会員の除名）

第１５条　審議会は、審議結果を理事会に答申し、正会員に除名するに足る要件があると判断された場合には、定款第１６条による除名の決議を総会に諮るものとする。

第５章　　休　　会

（休　会）

第１６条　正会員が、病気（要医師の診断書）及び海外出張等の為、長期間に亘り出席不能な場合は休会として出席の義務を免除する。その際、休会届を理事長宛てに提出し、理事会で承認された日より休会扱いとする。

２．休会中は会費を納入する必要はない。ただし、休会中に退会する場合は、退会する年の年会費を納入しなければならない。

（復　帰）

第１７条　休会の事由が解消されて復帰を望む場合には、復帰届を理事長宛てに提出し、理事会で承認された日より復帰できる。

第６章　　その他の会員

（仮会員）

第１８条　本会議所の趣旨に賛同し、その事業の体験を望む個人は、理事会の承認により仮会員として入会することができる。

２．会員資格は１年限り及び１度限りとする。

３．仮会員を希望するものは、所定の申込書を理事会に提出する。

４．入会を承認された者は、会費及び入会金規程に定める金額を年度内に納めなければならない。

（賛助会員）

第１９条　本会議所の趣旨に賛同し、その事業の発展を助成することを望む個人、法人及び団体は、理事会の承認により賛助会員として入会することができる。

２．会員資格は１年限りとする。

３．賛助会員を希望するものは、所定の申込書を理事会に提出する。

４．入会を承認された者は、会費及び入会金規程に定める金額を年度内に納めなければならない。

（特別会員）

第２０条　制限年齢の年度末まで正会員であったもので、理事会で承認されたものを特別会員とする。

２．会員資格は期限を設けない。

３．入会を承認された者は、会費及び入会金規程に定める金額を年度内に納めなければならない。

規程の改廃

（本規程の改廃）

第２１条　本規程の改廃は、総会の決議による。

補　　則

本規程は、一般社団・財団法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という）第１０６条第１項に定める公益法人の設立の登記日から施行する。

会費及び入会金規程

第１章　総　則

（目　的）

第１条　本規程は，公益社団法人上山青年会議所（以下，本会議所という。）における会費について必要事項を定めることを目的とする。

第２章　会費及び入会金

（会　費）

第２条　正会員の年会費は、１０万円とする。

２．賛助会員の年会費は、１万円とする。

３．仮会員の年会費は、２万４千円とする。

４．特別会員の年会費は、免除する。

５．同じ事業所等（家族を含む）からの二人目以降の入会者（以下、「複数入会者」という）は理事会にて認められた場合、複数入会者の年会費は、正会員に関してのみ二人目以降を半額（５万円）とする。

（入会金）

第３条　正会員の入会金は、１万円とする。

２．賛助会員の入会金は、免除する。

３．仮会員の入会金は、免除する。

４．特別会員の入会金は、１万円とする。

５．再入会の正会員の入会金は、免除する。

６．同じ事業所（家族を含む）からの二人目以降、もしくは入れ替えでの入会者の入会金は、免除する。

（会費及び入会金の使途）

第４条　第２条及び第３条の会費及び入会金は、公益目的事業に５％以上使用する。ただし、その他の事業の残額については、公益目的事業に使用することができる。

（会費の納入時期）

第５条　年会費は、毎年２月末日までに納入しなければならない。但し、会費を２月末日と６月３０日の２期に分納することができる。また、２月末日から６月３０日迄の毎月末５期に分納することもできる。

２．７月以降の入会者については、当月末までに納入しなければならない。

（会費納入の勧告）

第６条　年会費及び入会金を所定の納期までに納入しない会員に対しては、財務を担当する理事が当該会員に勧告することができ、悪質な場合には理事会に報告することができる。

規程の改廃

（本規程の改廃）

第７条　本規程の改廃は、総会の決議による。

附　　則

本規程は、一般社団・財団法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という）第１０６条第１項に定める公益法人の設立の登記日から施行する。

役員選任の方法に関する規程

第１章　総　則

（目　的）

第１条　本規程は、定款第１８条に定める役員の選任の方法に関する事項を定めること6を目的とする。

（理事・監事選考委員会の設置）

第２条　法令及び定款第１８条に定める役員の選任に関して、総会における選任に先立つ一切の準備事項を処理管理するために次年度役員候補者選考委員会（以下選考委員会という。）を設置する。

（選挙管理委員会の設置）

第３条　前条に定める選考委員会委員の選挙に関する一切の事項を処理管理するために選挙管理委員会を設置する。

第２章　選挙管理委員会

（構　成）

第４条　選挙管理委員会は代表委員（以下委員長とする）１名、委員４名の定員５名をもって構成する。

２．選挙管理委員会の委員長は理事の中から理事長が理事会の承認を得て選出する。

３．委員は正会員のうちから委員長が理事会の承認を得て、毎年４月末までに選出する。

４．委員長は、選挙管理委員会の議事を整理し、委員会を代表して、選挙の管理及び執行に関して責を任ずる。

５．選挙管理委員会の議事は、全委員の総意でもってこれを決する。

（選挙に関する通知）

第５条　選挙に関する通知は選挙管理委員会の委員長名の文書で通知するものとする。

第３章　理事・監事選考委員会

（構　成）

第６条　選考委員会は当年度理事及び理事経験者５名の委員及び当年度理事長で組織する。

２．選考委員会の委員長は当年度理事長がこれにあたる。

（選　挙）

第７条　選考委員会委員の選挙を６月末までに開催する。

２．選挙権を持つ正会員が、第９条に定める被選挙人の中から３名を連記する一般選挙を行い、５名の委員を選出する。尚、最低位同得票の場合には選考委員会の合意により決する。

（選挙権）

第８条　毎年６月末までに会費を納入した正会員は選挙権を有する。但し、過去１年間例会出席率が３０％未満の会員は選挙権を有さない。

（被選挙人）

第９条　毎年６月末までに会費を納入した正会員のうち、理事を経験した者を被選挙人とする。但し、過去１年間例会出席率が６０％未満の会員は被選挙権を有さない。

２．当該年度までに理事長を経験した者は被選挙権を有さない。

第４章　　理事・監事の選任

（理事の選任）

第１０条　理事候補者は、選考委員会の推薦する理事候補者が、臨時総会にて各々承認されることにより選出される。

２．次期理事は臨時総会にて選出された理事候補者が総会にて各々承認されることにより選任される。

（理事候補者会議）

第１１条　総会において選出された理事候補者は、速やかに理事候補者会議を開催し、次期理事の職務分担等につき協議する。

（欠員の補充）

第１２条　任期中に理事長、副理事長、専務理事に欠員を生じた場合は、理事の互選により補充される。理事に欠員を生じた場合には、本規程の手続きにより選任される。但し理事長以外の役員の欠員については理事会および定款がその必要を認めないときは欠員の補充は行わない。

（監事の選任）

第１３条　監事候補者は、選考委員会の推薦する監事候補者が、総会にて各々承認されることにより選出される。

２．次期監事は~~9月~~臨時総会にて選出された監事候補者が~~1月~~総会にて各々選任される。

（出向役員の選出）

第１４条　公益社団法人日本青年会議所・東北地区協議会・山形ブロック協議会の役員及び役員候補者を本会議所より選出する際は、必要に応じて理事会及び総会において承認を得るものとする。

規程の改廃

（本規程の改廃）

第１５条　本規程の改廃は、理事会の決議による。

附　　則

本規程は、一般社団・財団法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という）第１０６条第１項に定める公益法人の設立の登記日から施行する。

会計規程

第１章　　総　　則

（目　的）

第１条　本規程は，公益社団法人上山青年会議所（以下、本会議所という。）における経理処理に関する基本を定めたものであり，収入及び支出の状況並びに財政状態について，それぞれの内容を正確かつ迅速に把握し，本会議所の事業活動の計数的統制とその能率的運営を図ることを目的とする。

（会計の原則）

第２条　本会議所の会計は「公益法人会計基準」（平成２０年４月１１日内閣府公益認定等委員会決定）に基づいて行う。

（会計年度）

第３条　本会議所の会計年度は、毎年１月１日に始まり、１２月３１日に終わる。

（予算及び決算）

第４条　本会議所の収支予算は、１２月理事会の決議により定め、収支決算は会計年度終了後1ヶ月以内にその会計年度末の決算報告書とともに、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

第２章　　予　　算

（予算統制の原則）

第５条　本会議所の会計は、すべての収支につき予算統制を行う。

（予算の編成）

第６条　予算の編成は担当委員長の事業計画案に従い理事会の承認を経て理事長が行う。

（予算編成の原則）

第７条　予算は原則として収入の額の範囲内で編成しなければならない。

（予算科目）

第８条　予算は収支の性質、目的に従い、款、項、目に区別する。科目改正は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

（予算編成の様式）

第９条　予算編成に当たっては、予算科目と事業計画との関連を明瞭になるような様式を用いるものとする。

（予算科目外の支出）

第１０条　予算科目外の支出をしようとする場合には理事会の議決を経て総会の承認を得なければならない。

（理事長執行事項の委任）

第１１条　理事長は次の事項を財務を担当する理事に委任することができる。

（１）予算に基づく経常的な収入及び支出

（２）予算に基づく物品の購入及びその管理

（委員長の任務）

第１２条　各担当委員長は、予算の編成とその執行に関し随時、適切な資料を作成し理事長に意見を具申すると共に、所管事項に関する予算の執行について、管理監督責任を理事長に対して負うものとし、その執行に際しては冗費をはぶき、効果的に運用することに努めなければならない。

２．各担当委員長は、単位事業が終わったときには速やかに収支決算書、事業報告書、付属明細書などの関係書類を揃え、理事会に提出しなければならない。

第3章　出　納

（出　納）

第１３条　出納にあたっては次の証憑を揃え必ず起票し、これらの書類は期日順に整理しておくものとし、入金した現金及び小切手はすみやかに銀行へ預け入れなければならない。

（１）収入については発行領収証の控え

（２）支出については支払の領収証

（３）領収証徴収不能のものについては、担当委員長が発行した支払証

（銀行口座）

第１４条　会計はつとめて銀行の普通及び当座預金口座によって処理し、口座名義は理事長とし理事長職名印を使用する。

第4章　監　査

（監　査）

第１５条　監事は監査を行なうものとする。

２．監事はいつでも本会議所の監査を行なう為に諸帳簿の閲覧謄写を求めることができる。

会計規程

第１章　　総　　則

（目　的）

第１条　本規程は，公益社団法人上山青年会議所（以下、本会議所という。）における経理処理に関する基本を定めたものであり，収入及び支出の状況並びに財政状態について，それぞれの内容を正確かつ迅速に把握し，本会議所の事業活動の計数的統制とその能率的運営を図ることを目的とする。

（会計の原則）

第２条　本会議所の会計は「公益法人会計基準」（平成２０年４月１１日内閣府公益認定等委員会決定）に基づいて行う。

（会計年度）

第３条　本会議所の会計年度は、毎年１月１日に始まり、１２月３１日に終わる。

（予算及び決算）

第４条　本会議所の収支予算は、１２月理事会の決議により定め、収支決算は会計年度終了後1ヶ月以内にその会計年度末の決算報告書とともに、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

第２章　　予　　算

（予算統制の原則）

第５条　本会議所の会計は、すべての収支につき予算統制を行う。

（予算の編成）

第６条　予算の編成は担当委員長の事業計画案に従い理事会の承認を経て理事長が行う。

（予算編成の原則）

第７条　予算は原則として収入の額の範囲内で編成しなければならない。

（予算科目）

第８条　予算は収支の性質、目的に従い、款、項、目に区別する。科目改正は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

（予算編成の様式）

庶務規程

第１章　　総　　則

（目　的）

第１条　本規程は公益社団法人上山青年会議所（以下、本会議所という。）定款に基づき、事務局、慶弔、旅費等の庶務に関する事項を定めることを目的とする。

第２章　　事　務　局

（事務局長）

第２条　事務局には事務局長１名を置き、事務局を統轄する。

（職　員）

第３条　事務局には職員を配置することができる。その処遇については事務局長が理事会の承認を得てこれを掌理するものとする。

（議事録の管理）

第４条　総会及び理事会の議事録は事務局長がこれを管理し、事務所に備え付けるものとする。議事録が電磁的記録をもって作成される場合においても、事務所への備え置きと適切な管理を行わなければならない。

２．議事録が電磁的記録をもって作成される場合においては当該電磁的記録に記録された事項については、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

（書類の備え置き）

第５条　事務局は法令・定款及び情報公開規程に基づき、以下の書類を事務所に備え置き、閲覧請求に対し、その閲覧ないしはその一部を謄写させるものとする。

（１）定款その他諸規定

（２）会員名簿

（３）理事及び監事の名簿

（４）認定、認可等及び登記に関する書類

（５）理事会及び総会の議事に関する書類

（６）財産目録

（７）事業計画書及び収支予算書

（８）事業報告書及び財産目録、貸借対照表、損益計算書等の計算書類

（９）監査報告書

（１０）運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(事務所備え置きの書類)

第６条　前条の事務所備え置きの対象とする書類は、次条に規程する閲覧場所に常時備え置く。

２．以下で、「保存期間」として備え置き期間を表示しているものについては当該備え置き期間分の書類を、備え置き期間を表示していないものについては当該最新の書類を公開する。

（１）本会議所の定款並びに諸規程(永久保存)

（２）総会及び理事会議事録(永久保存)

（３）本会議所内部の文書（５年間保存)

（４）日本青年会議所及び他青年会議所関係の文書綴（１年間保存)

（５）前条に属さない文書で運営上必要な書類(１年間保存)

(閲覧場所及び閲覧日時)

第７条　本会の事務所備え置きの対象とする書類の閲覧場所は、本会事務局とする。

２．閲覧の日は本会の休日以外の日とし、閲覧の時間は、午前１０時から午後３時までとする。

(閲覧等に関する事務)

第８条　閲覧希望者から書類の閲覧等の申請があったときは、次により取り扱うものとする。

（１）閲覧(謄写)申請書に必要事項の記入を求め、提出を受ける。

（２）閲覧(謄写)申請書が提出されたときは、閲覧受付簿に必要事項を記載し、閲覧に供する。

（３）閲覧した者ないしは謄写を希望する者から謄写の請求があったときは、実費負担を求め、これに応じる。

２．事務局は前項の書類以外に以下の分類に従い、文書を整理し、記載の保存期間中、事務所に備え置かなければならない。

（１）本会議所内部の文書綴　１年

（２）日本ＪＣ及び他ＪＣ関係の文書綴り　１年

（３）（１)、(２)に属さない文書綴り　１年

（４）本会議所及び日本ＪＣの会報とニュース綴り　１年

（５）会計諸帳簿　１０年

第3章　出　席

（出席の確認）

第９条　会合の出席は、原則として規定の用紙への署名をもって確認する。

２．すべての会合において、欠席・遅刻・早退する場合は届け出ることとする。

３．各会員の出席状況は、３ヶ月毎に発表する。

（公　欠）

第１０条　ＪＣ関係及び関係諸団体の公務のためにあらかじめ届け出て総会、例会、委員会および理事会に欠席した場合は、出席したものとして取り扱う。

（出席率の最低限界）

第１１条　年間実質出席率の最低限界を３０％とし、これに満たない正会員には、この改善を勧告することができる。この勧告に応じず、改善が見られない場合には、会員資格審議委員会に審議を諮問することができる。

（出席回数の加算）

第１２条　理事会で承認された各種の大会、会合に参加した時には実質出席回数に加算することができるが、その際、理事会において承認された方法をもって出席を確認し、出席回数に１回を加えて算出するものとする。

（ＪＣバッヂ着用の励行）

第１３条　正会員はすべての会合に出席する際にはＪＣバッチを佩用しなければならない。但し、会合の運営上、上衣を使用しない場合はこの限りでない。

第4章　褒　賞

（褒賞の決定）

第１４条　本会議所における褒賞は、青年会議所運動に顕著な功績のあった個人、団体委員会に対して理事会の決定により行う。なお褒賞の方法等についてはその都度理事会で決定する。

（褒賞の該当者）

第１５条　褒賞は次の該当者に与える。

（１）本会議所の事業活動に著しく功績のあった正会員

（２）本会議所の事業活動に著しく功績のあった委員会

（３）年間実績出席率が１００％の正会員

規程の改廃

（本規程の改廃）

第１６条　本規程の改廃は、理事会の決議による。